

新渡戸稻造他『大学制度改正私見』（一）

中野 実

録した。

- 一 はじめに
- 二 史料出所及び形態など
- 三 成案との比較
- 四 関係史料
- 五 小括

二 史料出所及び形態など

本史料紹介は標題に「」と掲げているように、本紀要第一号において同じ題目にて発表したものの続きである。前回の解題のおわりに今後の課題として五項目を掲げておいた。今回の史料紹介は第一の課題、すなわち「署名者中の誰が実際の担い手あるいは中心人物であるか、本文であきらかにしたほかにどのような人物に対して本文書は配布されたか等の基本的な事実問題」をあきらかにするための基礎史料の提供を目的としている。尚、前回以降管見に入った関係史料も併せて抄

今回の史料は、前回紹介した改正私見（以下、成案と記す）の草案である。まず出所について記しておこう。この草案は東京大学医科学研究所小高健教授より提供されたものである。小高教授によれば、同研究庫に「古文書」と書いたダンボール箱があり、その中身を調べたところ全部元総長及び同研究所長の長与又郎教授関係とみられるものであった。そのうちの一つの文書がこの草案であった、という。用紙は更紙六枚、美濃判の大きさで印刷は蒟蒻版である。欄外には「秘」とローマ数字のノンブルとが付され、本文に多くの削除、挿入などの書き込みが行われている。ただし、この書き込みが長与本人のものであるかどうかの証明は欠けている。しかし、ここ数年間、長与又郎の日

記を通読している紹介者には長与自身の書き込みである可能性は高いと考えている。推定の域をでるものではないが、ここでは当時医科学教授、伝染病研究所技師長与又郎の史料として考えていくことにする。複刻にあたっては原文通りとした（但し、旧字体は新字体にした）。

三 成案との比較

最初に指摘しておかなければならぬことは、草案には標題が付されていない事である。この段階では、いまだ全体を概括する名称が与えられていなかつた、と推定される。

まず、第一の違いは表記の点である。成案では漢字、平仮名であつたのが、草案は漢字、片仮名の文章である事である。当時どのようないい分けが行われていたか不明であるが、成案にあたり何等かの判断が働いたのだろう。次に構成が違う。成案ではまず添状が最初にあり、ついで署名が続き、「大学制度改革私見」、「大学制度改革案」となっている。草案には添状がなく、成案の「改正私見」の部分から始まる。署名と私見との位置が逆になつてゐるのである。これは実際の配布にあたつての変更と思われる。

さて、内容の比較に入つていこう。

成案と草案との間には、趣旨の変更は見とめられない。では、どのような修訂が行われていたのだろうか。第一に現状の大評価にかかわる表現が全体として弱められてゐる事である。削除された部分の一、

二を紹介してみよう。（〔〕内削除の文言、—傍線の部分は成案文言）
 「能ク国家社会ノ須要ヲ充タシ帝国ノ文運ニ貢献シタルコト多大ナ（ルハ之ヲ認ムルニ吝ナラズ）リ」、「今ヤ既ニ当初創立ノ目的ニ副フコト〔能ハズシテ管ニ國家ノ須要ニ応スルニ足ラサルノミナラズ又々學術ノ進歩ヲ向上セシメ世界ノ文明ト歩調ヲ共ニスルコト〕能ハザル」、「實際ノ施設ニ至テハ不備甚タシク又〔何等見ルベキモノ無ク〕其成績ニ至リテモ遺憾トスルモノ多キハ〔亦殆ンド云フニ足ラザルハ〕関係者ノ熟知スル所」などを指摘することが出来る。第二に「理工医農等ノ自然的物質的諸学科ト共ニ」が増補され、「社会諸学科」の研究所のみを構想していた草案の段階よりも、対象が拡大されている。しかし、この増補は当時の大学及び科学的研究の現状を盛り込んだ、という例面もあつた。すなわち、本文にも記載があるように、学内には附属研究所として本邦初の伝染病研究所、またこの年には航空研究所が工学部に附属され、学外には理化学研究所など「自然的物質的諸学科」があつたのである。第三に成案では曖昧な表現であつた部分が具体的に判明したことである。それは学術研究所の数である。成案では「必ズシモ多キヲ望マズ」とあるが、草案には「四、五ヲ以テ足ルベシ」と明示されており、この数は帝国大学の数に符号する。やはり、学術研究所としては帝国大学が取り敢えず構想されていた、ということである。

このほかの点について。草案には配布対象として「教育調査会委員諸氏ノ参考ニ供シ併セテ」を筆頭に掲げ、末尾では臨時教育會議に触れるなど、若干の混乱がみられる。前者は成案においては削除されているので単純な誤記とも考えられる。いずれにせよ配布対象から「教

育調査会」という文言を削除し、新たに会議等の配布対象を明記しなかつたことは、この私見の社会的影響力を弱めた、と言えるだろう。また附言の「大学教授全体ト評議ヲ重ネテ其賛同ヲ得タルモノニ非ズ」が削除されているが、これは、無用の誤解を避けたため、と考えられる。

四 関係史料

- 前回の分及び今回抄録した史料を除いた、この改革案の関係新聞雑誌記事をまず掲げておく。記載の順序は表題、掲載新聞雑誌名、日付、備考である。
- 「大学制度改革案——十六博士の私見」、東京日日新聞、大正七年三月十六日、全文掲載。
 - 「大学改善意見・少壮教授連の主張」、東京朝日新聞、同年四月十四日付。関係史料一の前報。
 - 「大学改善意見」、法律新聞、同年四月十八日付。
 - 「大学制度改革私見」、『大学及大学生』七号、同年五月号、大河内正敏に乞い掲載許可を得た、と前書きで言及、私見の全文掲載。
 - 兆水漁史「奇怪なる提案」、『太陽』二十四卷五号、同年五月。
 - 兆水漁史「大学と分科」、『太陽』二十四卷六号、同年六月。
 - 「漫言」束(無名氏)、「学士会月報」三六四号、同年六月二十一日、学士会月報に詳細掲載を希望。
 - 平沼淑郎「大学教育改善の意見に就いて」、「雄弁」九卷七号、同年

六月。

ところで、関係記事の抄録の前に、当時東京帝国大学法科大学教授高野岩三郎の日記を紹介したい。一月一九日及び三月五日の条に次のような記事がみられる。(高野岩三郎『かっぱの屁』(鈴木鴻一郎編)、昭和三六年、法政大学出版局、二九九頁)

大正七年一月十九日(火)

前十時—十二時 大学、研究室、

夕中田(薰)君其他各科大学教授十数氏の大学制度改革意見を読む。

前一〇一—一二大学、研究室⁽¹⁾、后三時半頃中田君を研究室に訪ひ大学制度改正案に付き大学と研究室とを分離することには反対なる旨、他の点につき同意する旨を述べ、種々談話を交え七時半に及び分散す。

右の高野の記事から、一、高野の手許にも送付されており、二、改正私見の本旨にかかる点で反対者が学内にいたこと、などが分かり、三、中心人物が中田ではなかつたか、と推測されるのである。

一、「東西両大学の少壮教授、大学改造を説く／最高学府などは古い頭だ／活きた実際的人物を養へ大学院は電話架設中と同様、眞の學術研究所を設置せよ」 東京朝日新聞、大正七年四月十六日付
臨時教育会議は愈今月末か五月上旬に於て今年の懸案たる大学制度の問題に入る筈であるが之を機として東西両帝国大学の少壮教授連十六博士が説を同じうして大学制度根本的の改正を期すべく起つた事は報じたが、其の一人たる東京帝大教授中田法学博士は其趣旨に就て曰く「我々の意見は在来の高

田案とか菊池案とかの改正意見とは又に異なつた別途のもので、大学令の「学術芸術を教授し及其蘊奥を攻究する目的」との混一したのをば区別して、大学は学術芸術のみを教授する場所とし、全然関係なく学術研究所を特設するといふのが主眼である、つまり今の大学院といふ彼んな有名無実な下らぬものを廢する、大学院なんて教授も無ければ設備もなく謂はず大学院学生といふと電話架設中と同じくコケ脅しの看板である、私は自ら大学教授であつて裏切る様に聞えるが、帝大が最高の学府と云ふ時代はもう古い話である、今日の社会の変遷進歩は活きた実用的実務的な者を要求して已まない、今帝大はその力が完全に行くか又同時に深い／＼学問の根基を究め得るのか、甚だ疑問としなければならぬ、今日以後は帝大出身も私立大学出身者もない、一様に現在の私立専門学校卒業も学士の称号を附すべきである、但こゝは即ち高田案の様に抽象的な真の學問的の科目を帝大から排して稍低下せしめ同時に私立大学を今少しく改めおしなべて大学というものにする、その方はズン／＼社会に出て活動する専門の学術芸術で出かける、我々の問題はこれからで大学院なんて帝大卒業生を有耶無耶に入れたつて仕方がない、そこで更に国家、学問の高段から見て深遠な研究を要するから専門学者は学術研究所へ、帝大でも私大でも独学の民間会社員でも誰たる問はず、一様に試験して其学力が優秀ならば入れる、斯うすると初めて研究所に入る者は皆熱心な学者で即ち電話架設中の比でない、無論大学入学資格は決定した中等教育七箇年を受けた後である、以上の案は我々十六人の意見であるが大学内にも多くの賛成もあるし既に全国各大学に五百余通も意見の印刷文を配布した

一、神戸正雄「大学制度の改革」(抄)『日本及日本人』第七三二号、大正七年五月

今度の問題の中、各大学に共通なる重大問題は大学院の改良と学位令の改

正とある。総長及学長の任免に関する問題は東京大学では新しい重要問題であるが、京都大学では既に決定された問題であつて、京都大学は比点に於て東京大学よりも一步進んだ事を先きに行つて居り、東京大学も亦た時世の進歩に伴ひ之に倣はなければならなくなつた所である。〔中略〕大学院改良につきては予は確かに其必要ありと思ふ。従来の大学院は活動が鈍い。大学教授も此方の指導を怠つた嫌がある。で此は大学教授が一層勉強して常に特別研究を為し、其結果を大学院にて報告的に講義するの制度を設けたら良からうと思ふ。東西大学の十六博士組の人々は大学の外に研究所を作らうといふ案であるが、現在の大学にても大学院を改造すれば此人達のいふ研究所の実は挙るると思ふ。且つ此人達の如く大学をして教授のみ当らしむるのは大学の本質にも反するやうに思ふ。研究しつゝ教授するのが大学の本質に適ふ。尤も私立大学も少くとも形式上は帝国大学と対等となし、従来帝国大学が有したる特權を廢止して之に就き官私平等とするのは時勢に適応する所以である。又單科大学も認めて良い。彼等が普通の教授の外に研究的の設備を設くるのも少しも差支なきのみならず、大に文運の進歩の為めに奨励すべきことである。むしろ凡べて大学では教授と同時に研究を為すべきである。

三、沢柳政太郎「大学制度論」(抄)『大学及び大学生』第七号、大正七年五月

大学制度改革私見の如きは斬新と申しますが、大学の本質、性質に就て余程違つた考を有つて居るのであります。私は此意見には自分の考が古いのか何か知りませんが、同意することが出来ないのであります。〔中略〕一切の研究に於てサブジェクトを捕へると云ふことが余程大切なことである、而して研究すべき問題は沢山あるとも言へますが、研究して業績を擧げるやうなサブジェクトを捕へると云ふことが、恐らくは従来研究して業績のあつた重

大な点であらうと思ふのであります。「中略」そのためには色々の機会に於て暗示を受け、さうして始めて適當な研究の題目を見出し又は之に逢着する、さう云ふ点から見ると、沢山の学生を教授して居る其間に此事を研究しなければならぬ、此事を研究したら宜からうと云ふやうな暗示を受ける機会が多く生じて来る、然るに研究室に閉じ籠つて居ると云ふことになると、問題を見出すことが余程六ヶ敷くはないであらうかと思う。それで学生を教授することは研究者にとりて必要のことであらうと思う。「中略」大学に於ける教授と云ふことは一体どう云ふことを意味するか、今まで先輩学者の研究を得た知識なり技術なりと云ふものを伝達すると云ふことが教授に相違ないのであります、大学に於ける教授と云ふことは単にそれだけで宜いものであろうか。「中略」大学に於ける教授と云ふものは何を教授するのかと云ふと、自ら研究し得る素養と研究の方法とそれから進んで研究せんとする精神、之を作ることが、出来たならば即ち大学教授の目的は完全に達せられたものであります。「中略」然らば斯の如き精神を養はんが為には、教授其者が余程研究的の旺盛なる人でなければならぬ、且つ自身が常に研究して居る者でなければ出来ぬと思ふ。「中略」性質上区別するものは即ち大学には研究と云ふものが教授と離るべからざる関係にある、専門学校は余力があり出来得る限りは研究もやるけれども、併しそれは目的とするに至らない、茲に両者の本質的区别がある。

四、三瀧信三「所謂帝大改革問題に就いて」(抄)『雄弁』第九卷第

七号、大正七年六月

二三の新聞紙が伝へる所に依ると、我々十六の所謂少壯教授——実は余り少壯でない人も入つて居るし又少壯の中でも加はつて居ない人もあるので、あれが少壯教授の代表者といふ訳でも勿論ないのである。又あれに署名した

人以外にも幾らも賛成者があることは勿論である。唯二百人近い教授助教授に一々相談する機会もないから、始終顔を見る連中だけが意見書を発表したと云ふだけである。で之を例の早稲田騒動などと同一視されは甚だ迷惑至極である。決して別段革命的な運動をしようとか云ふやうな動機から始まつたのではない。唯從来分科大学と大学院と云ふものが大学令の上に於てのみ存して居つて、事實に於ては分科大学のみに存して居ると云ふても誤りがない。分科大学に於て学問を教授し、大学院に於て蘊奥を究むるといふ初めの趣意であつたかも知れぬけれども、大学院といふものは今日の有様では、唯規則の上にのみ存すると云うても誤りではない。一言にして云へば我々は今の制度では研究といふことも充分に出来ないし、授業も何を目標にして宜いのであるか、実は惑はざるを得ない。例へば分科大学に於て、殊に自分の関係して居る法科に於て、学者になる人も、実業家になる人も、外交官になる人も、司法官になる人も、皆殆んど強制的に同じ課目を聽かねばならぬと云ふことになつて居るが、学生の負担も従つて重くなるし、学生自身在学中に自發的に研究するが如き時間のないのは勿論、教授自身も授業にのみ追はれて居つて、自ら新研究をすると云ふ暇もなか／＼得られない。現在の制度では教授学生双方の為に甚だ不便であるから、分科大学といふものは已むを得ずんば所謂高等職業教育でも沢山であると思ふ。さうして成べく若く卒業さして、又此種類の大学も成べく増加して実世間に活動する人を沢山得るといふことにしなくてはならない。さうして所謂大学の卒業生の中で、優秀なる者だけを今の大学院を改正するなり、若くは成べくんば大学と切放したる別個の学術研究所にして、其處へ入学せしめて自由なる研究をさせたいと思ふのである。

従つて教員も授業する教員と、高等学術研究所で研究を指導し、且つ自らも研究する教員とに別れる訳である。固より一人の教員が両方を兼ねることも差支ない訳である。自分一個の考としては、此学術研究所の方では朝から

今まで通学して教授の特別講義を聴いたり指導を受けるといふ学生の外に、或は既に官吏とか弁護士とか、会社員、新聞記者といふが如き職に就いて居る人でも、時間があれば自由に入出でして研究し得るといふ余裕も与へたいのである。學問は大学の專有物でもなく、従つて門戸を開放しなければならない。唯斯の如く公開するには研究室、書籍、其他種々の設備を要するから、政府でも相当の経費を支出して呉れる覚悟がなくてはならない。理化研究所などといふものが出来掛けて居るやうであるが、精神的の科學に就ても同じやうな、更に規模の大きい研究所があつて然るべき筈である。大学は官公私立色々あつて宜しいが、今日の私立大学の如く、寄附金若くは授業料で經營していく所にあつては、右述べたやうな大設備をすることは不可能ではあるまいが、中々困難である。従つて此研究所は初めは左程多きを要しないかも知れない。

五、算作元八「大学制度改革問題」『東西の光』第十三卷第六号、

大正七年六月

小生の意見は、同志と共に出した「大学制度改革私見」によりて、右は既に新聞に伝はつて居るから、今更夫れを譲る必要はない。唯世間に誤解されて居るだけを弁じて置く。右は素私見であつて、之を大学部内の同僚並に教育制度調査委員会に示して意見を問ふのであつて、発案は法科の某々有志者から出たので、議に与つたのは自ら法科の方に多かつたが、決して法科のみのものではない、署名を見れば文科農科工科等の人の名も見へるのである、夫れ此「私見」は案として出したので、之を基礎として議して貰ひ度かつたから、総ての人々に一々相談して余り長い時を費さぬことにしたのである。種々発表を急いだのであるが、初から新聞紙に出す様な積では無かつたのであるが、何時か夫れが出て仕舞つたのである。これは遺憾に思ふ。斯く発表を急いだから、小生杯も小異を捨て、大同に服したので、素之を

議する時には更に改良を為す考であつた。

殊に大学と研究所の區別を明にしたので、大に誤解を招いたと思ふ。大学の方には研究を全く無視した様に解する人があつて困る。勿論大学は世間の需用を充す教育を授けるが主であるが、其教育の方法に研究を除外することは出来ないのである。帝国大学令に大学院は學術の蘊奥を極むる所とあつて、大学の方に研究の文字は一つも見へない、然し夫れで實際は研究を為て居るではないか。教授する為めに研究は勿論無くてはならぬのである。此私見に小生の賛成したのは、世間に媚びて學問を下したのでは決してない。小生は大に我學界の向上を希望する点から、大学と研究所と分つたので、小生の意見では大学院を以つて直に研究所と為す可きである。而して此大学院を現帝國大学の本尊としやうと思ふのである。社界は今や日に忙かしく為つて来る。戰後の經營には多くの人才を要する。成る可く活力に満ちた青年を世の中に出して実際の働を為せる必要があるかは、比点は我々も認めて學業年々に縮する必要がある。

故に大学は今の高等学校の一部と大学の一部とを合した位の所にて实用に適する学生を仕立てる。而して大学院を以つて其以上の學問を為さんとする者、即ち學問の為めに学ばんとする者、或は數年実社会にありて稍余裕を得て再び研究に入らんとする者の為めに設けるのである。

故に何よりも、大切なは大学院を全く今とは別物として眞の具体的の設備を設け、教授学生共に研究に没頭し切磋琢磨して好成績を挙げしむることが、我国の眞の向上の為めに最必要であると思ふ。

五 小 括

以下、今回の史料紹介により判明した点を掲げて結びとしたい。

第一に草案の書き込みを長与又郎と推定すると、その修訂意見はほとんど成案に生かされていた。このことは長与の学内地位の高さを窺わせるとともに、「改正私見」は医科大学を含む各分科大学教授に回覧されていた、と言える。第一に長与の指摘以外にも草案と成案との間には異同があり、草案以降に複数の人物による修訂があつたこと、を推測させる。第三に配布対象及び部数について。箕作によれば「大學部内の同僚並びに教育制度調査員会〔正式には帝国大学制度調査委員会――筆者注〕」と配布対象が帝大に限定されていたよう述べられているが、中田の談話と、本文及び前回の高木兼寛等の発言から、総合すると五〇〇通以上が作成され、全国の大学教授及び政府、文教関係者に配布されていた、と考えられる。

ところで、大正期の大学改革においてこの「改正私見」が持つた意味については、すでに研究ノートとして論じたが（「大正期における大学改革研究試論」『大学史研究』第一号、一九七九）、今回の史料紹介を通じて、あらためてこの改革案の先駆性に驚くばかりである。沢柳は前掲の論文において、「改正私見」を高根義人の「大學制度管見」とともに当時におけるまとまつた大学論の文献の一つとして位置付け、教授連の「意見の結晶」と捉えていた。そして、この改革案は大学改革に関するて帝国大学教授が初めて集団で公表したものであり、かつ日本の大大学史上、大学院の問題を始めて自覺的に提起した改革案である。大学教育機会の拡大、修学年限の短縮、研究水準の維持・向上などの課題に対し、常に大学院改革が俎上に上がる。今日における「大学院大学」構想もその一つの表われ、といえる。大正期に提起されたこの

改革案は、様々な大学史的研究課題を喚起するとともに、その課題の重さを痛感させる。

注（一）大学制度管見は『明治文化資料叢書』第八巻（教育篇、風間書房、昭和三六年）に全文複刻されている。参考文献として寺崎昌男「日本の大学における欧米モデルの選択過程」『大学史研究通信』大学史研究会、第八号、一九七四・八、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』名古屋大学出版会、昭和五九・六等をあげておく。

今ヤ政府ハ多年ノ懸案タル学制改革実施ノ為メニ教育調査会ヲ設ケテ大中小ノ学制ニ一大英断ヲ以テ根本的改革ヲ加ヘ能ク時勢ノ要求ニ応シ将来ノ進

運ニ副ハンコトヲ期スト云フ寛ニ國家文運ノ慶事トスベシ某等職ヲ帝国大学ニ奉ジ夙ニ現行大学制度ガ国家ノ須要ニ応ズルノ学術技芸ヲ教授シ及学術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ目的ヲ達スルニ足ラザルヲ憂慮シ之ガ改善ノ途ヲ講ズルコト歳久シ偶マ政府ノ此企図アルニ際シ改革私案一篇ヲ具シテ教育調査会委員諸氏ノ参考ニ供シ併セテ世間同憂諸賢ノ熟慮ヲ煩ハサント欲ス某等以為ラク現行大学制ガ時勢ニ適合セザル主タル理由ハ國家ノ須要ニ応ズル専門ノ学芸ヲ教授シ且学術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ両目的ヲ兼有スルコトニアツテ存スト從テ私案ノ要旨ハ大学ノ本体ヲ以テ國家社会ノ須要ニ応ズル専門ノ学芸ヲ教授スルノ学府タルニ止メ現在ノ帝国大学各分科大学各種専門学校（私立大学ヲモ含ム）ヲ適宜改造シテ全国ニ多数ノ大学ヲ設置シ以テ社会ノ需要ニ伴ハシメ別二学術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ設備トシテ若干ノ学術研究所ヲ創立シ以テ世界文運ノ進歩發展ニ副ハンメントスルニ在リ乞フ左ニ聊カ其理由トスル所ヲ開陳セん

現在ノ帝国大学ナルモノハ創立以来既ニ年所ヲ経ルコト久シクシテ各方面ニ有為ノ人物ヲ供給シテ能ク国家社会ノ須要ヲ充タシ帝国ノ文運ニ貢献シタルコト多大ナルハ之ヲ認ムニナラズト雖モ今ヤ既ニ当初創立ノ目的ニ副フコト能ハズシテ啻ニ國家ノ須要ニ応スルニ足ラサルノミナラズ又タ学術ノ進歩ヲ向上セシメ世界ノ文明ト歩調ヲ共ニスルコト能ハザルニ至レリ其然ル所以ノ理ヲ求ムルニ之レ全ク輓近十数年間内外ニ於ケル急激ナル学術ノ発達ト社会ノ進歩トノ致ス所ナラズンバアラズ蓋シ社会ノ急速ナル発達ハ三四四年程度ノ大学ヲ以テシテハ専門実務教育ヲスラ充分ニ施スコトヲ困難ナラシメ學理ノ長足ナル進歩ハ現在大学ノ如キ小規模ノ設備ヲ以テシテハ到底学術ノ蘊奥ヲ攻究シテ以テ世界文明ノ其進捗ニ伴フコト能ハザルニ至ラシメタレバナリ是レ即チ某等ガ専門的智識ノ大要ト実務的教育ヲ授クルノ学府ヲ以テ

大学トナシ学術ノ蘊奥ヲ攻究スルコトニ至テハ別ニ之ヲ完備整頓セル他ノ機関ニ委ヌルコトヲ以テ最モ時勢ニ適応スト思考スル所以ナリ

之ヲ現今大学ノ門ニ頻至スル学生ノ希望ニ考フルモ亦彼等ハ固ヨリ皆悉ク学術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スルモノニ非ズ高等ノ専門教育ヲ受ケテ直チニ之ヲ実地ニ應用シテ國家社会ノ各方面ニ需要ニ応ゼントスルモノニシテ國家社會ノ彼等ニ期待スル所モ亦多クハ此ニアリテ存ス更ニ之ヲ現在帝国大学ノ情報ニ顧ルニ大学ガ其主力ヲ傾注スル所モ亦遂ニ実務ヲ主眼トスル専門教育ノ外ニ出デザルノ状態ニ在リト云フベシ蓋シ現行帝国大学令ニ依レバ帝国大学ハ大学院及分科大学ヨリ構成サン其中大学院ハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究スル所ナリト雖モ実際ノ施設ニ至テハ何等見ルベキモノ無ク其成績亦殆ド云フニ足ラザルハ關係者ノ熟知スル所ニシテ分科大学ハ学術技芸ノ理論及應用ヲ教授スル所ト称スト雖モ多少高尚ナル学科深遠ナル理論ノ教授ニ至テハモト学生一般ノ希望ニ副ハザルヲ知ルノミナラズ輒モスレバ彼等ノ負担ヲ過重ナラシメ修業年限ヲ延長セシムルノ恐アルガ故ニ啻ニ其充分ヲ期スルコト能ハザルノミナラズ屢々有名無美ニ近キモノアルガ故ナリ学生ノ希望已ニ斯ノ如ク大学ノ実情亦斯ノ如クンバ寧ロ断然専門教育ト学理研究トノ両目的ヲ分離独立セシメテ之ヲ全然別個ノ機關ニ委嘱シ各々其特質ヲ發揮シテ余縕ナカラシムルノ勝レルニ如カズ是今ノ大学教育ノ低下セシメルモノニアラズ其能率ヲ更ニ増大セシムルノ所以ナリ

顧テ現時世界ノ大勢ニ鑑ミルニ國家發展ノ基礎ハ多数有力ナル専門家ガ社會ノ中堅トシテ各方面ノ幹部ヲ構成スルニ在リテ國家競争ノ実力ハ専門ノ学術技芸ニ俟タザルベカラザルハ識者ノ等シク認ムル所ナリ之ヲ現在ノ戦争ニ徴スルモ戦争ハ小学教員ノ力ニ依ルト称シタル旧時ノ套語ヲ改メテ戦争ハ専門学ノ力ニ依ルモノト云フベク直チニ実地ニ施用シテ各方面ノ中堅トナリ國家ノ実力ヲ構成スベキ多数ノ専門家ヲ要請スルハ正ニ興國ノ一大要件ナリトス而シテ学生ノ此需要ニ応ゼントスルモノ大学ノ門ニ薦集スト雖モ國家ハ之

ヲ収容スルコトヲ得ザルノ実情ハ帝国学制ノ一大欠陥ニシテ各地ニ多数ノ大学ヲ増設スルハ國家ノ發展上正ニ刻下ノ急務ナリトス之ガ為メニハ独り官立大學ノミナラズ私立大學ノ増設ヲモ誘導獎励スベク獨り綜合大學ノミナラズ單科大學ノ設立ヲモ許容スベク此点ニ闇シテハ固ヨリ大學ノ種別ヲ論ズルノ要ナシト雖モ専門的教育ヲ施スト同時ニ學術ノ蘊奥ヲ研究スルノ両目的ヲ標榜シテ而カモ一ノ目的スラ完全ニ遂行スルコト能ハザル現在ノ帝國大學ノ如キモノヲ増設スルハ社會ガ現ニ蒙リツ、アル高等教育ノ流弊ヲ益々多大ナラシムルノ外何等ノ利ナク又タ之ガ設備ヲ完成スル上ヨリ云フモ所要経費ノ過多ナル点ヨリ云フモ事実不可能ニ属ス今若シ私案ノ如ク大學ノ本体ヲ以テ純然タル高等専門ノ學術技芸ヲ教授スルノ府タルニ止マラシメンカ其設備ハ今ノ帝國大學ヨリモ縮少スルコトヲ得ベク経費モ亦從テ節約サル、ニ至ルベク官公大學ヲ増設シ私立大學ヲ改造スルコト亦容易ナルベシ若夫レ學術研究所ニ至テハ固ヨリ十二分ノ設備ト経費ヲ要スト雖モ其数ハ当分四五以上ヲ以テ足ルベク且地方ニ依リテハ大學ト併置シ二者ノ設備ヲ互ニ通用セシムルコトヲ得ヘキガ故ニ必ズシモ巨額ノ出費ヲ要ゼザルベシ

某等以為ラク大學ヲ以テ最高ノ學府ト看做セル時代は已ニ過ギ去ラント斯ト現時世界ニ於ケル學術ノ顯著ナル進歩ハ研究微二入り細ニ及ビ一事ノ蘊奥ヲ攻究スルモ亦正ニ學者ノ一生ト巨多ノ財力ト費スモ尚ホ足ラザルノ概アリ此ノ如キハ現在大學ノ如キ雜駁ニシテ規模狭少ナル設備ノ能ク企及スル所ニアラズ之レ諸國ニ専門ノ學術研究所ガ頻々設立セラレ專門學術研究ノ中心ハ漸ク大學ヲ去ツテ此種ノ研究所ニ移リツ、アル所以ナリ我國ニ於テモ曩ニ医学ノ蘊奥ヲ攻究スルノ設備トシテ伝染病研究所ヲ東京帝國大學ニ附屬セシメタルガ如キ又朝野一齊ノ希望ニ依テ理化學研究所ヲ理科大學ノ外ニ特設シタルガ如キハ皆上述ノ趨勢トニ促サレタルノ現象ト云フベシ文科大學法科大學ニ於テモ近年此大勢ニ鑑テ各種ノ研究室ヲ設ケテ大學ノ欠陥ヲ補ハシコト図リツ、アリト雖モ現在大學ノ設備ヲ以テシテハ殆ト其寒幼ヲ挙ゲル

コト能ハザルハ關係者ノ齊ク認ムル所ナリ惟フニ今次歐州大戰乱平定ノ後ニ必然到来スベキ思想界ノ變動及び經濟界ノ革命ハ世界各国ヲ通ジテ哲学宗教文芸歴史政治經濟法律等社會的諸学科ノ深遠ナル研究ヲ益々必要トスルニ至ルベキハ火ヲ暗ルヨリ明カナルガ故ニ我國ニ於テモ此等諸学科ノ為メニ大規模ノ研究所ヲ創立シテ以テ世界ノ大勢ト文明ノ進歩トニ伍シテ後レザルノ覺悟ナカル可ラズ

謹テ大正六年九月二二此臨時教育會議設置ノ上諭ヲ詳読スルニ曰ク朕中外ノ情勢ニ照シ國家ノ将来ニ稽ヘ内閣ニ委員会ヲ置キ教育ニ闊スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ圖ラシムルノ必要ヲ認メ臨時教育會議官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシムト某等が現行大學制ヲ改正シテ大學ヲ以テ専ラ社會各方面ノ中枢トシテ活動スベキ専門學士ヲ養成スルノ學府トナシ別ニ完備セル學術研究所ヲ創設シテ以テ世界文連ノ進歩ニ伴ハシムルノ案ヲ立ツル所以ノモノモ亦実ニ中外ノ情勢ニ照シ國家ノ将来ニ稽ヘ之ヲ内ニシテハ我國高等教育ノ振興ヲ図リテ以テ國力ヲ充實シ之ヲ外ニシテハ世界文明ノ進歩ニ貢獻シテ以テ人類ノ福祉ヲ増進セントスルノ微意ニ外ナラズ

大正七年二月一日

(いろは順)

官職姓名

太学制度改革案

国家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ研究スルノ目的ヲ以テ太学並ニ學術研究所ヲ置ク

第一 大 学

一 大学ハ國家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授スルヲ以テ目的トス
一 現在ノ帝國大學各分科大學專門學校（私立大學ヲ含ム）ヲ適宜改造シテ
太学トナス

- 一 大学ハ綜合又ハ單科トス
- 一 大学ハ官立公立又ハ私立トス
- 一 大学ハ修業年限ハ三ヶ年又ハ四ヶ年トス
- 一 大学ハ中等教育七ヶ年ヲ卒ヘタル者ヲ入学セシム
- 一 大学ヲ卒業シタル者ニハ学士ノ称号ヲ授与ス
- 第二 学術研究所
- 一 学術研究所ハ学術ノ蘊奥ヲ攻研究スルヲ以テ目的トス
- 一 学術研究所ニハ大学卒業者中優秀ナル者ヲ入学セシム
- 一 学術研究所ニ数個ノ分科ヲ設ク
- 一 学術研究所ノ課程研究方法等ハ各分科自ラ制定施行ス
- 一 学術研究所ニ入りテ定規ノ年限以上研究ニ從事シタル者ハ学位試験ヲ受
- 一 クルコトヲ得セシム
- 説明書
- 一 大学ハ國家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授スト云フハ現行帝国大学令ニテハ学術技芸ノ理論及應用ヲ教授スルノ意味トナスモ本案ニテハ國家社会ニ須要ナル専門的智識ノ大要ト実務的教育トヲ授クルノ意味ト解すべシ従テ現在ノ帝国大学分科大学ニテ教授スル学科ニ多少変更ヲ加ヘ其一部ハ之ヲ学術研究所ニ移スノ要アルベシ
- 一 現在ノ専門学校ヲ改造シテ大学ト為スニ方リテハ各学校ニ就テ各々考慮処置スペキヲ当然トス従テ現在ノ専門学校ヲ悉ク改造スルノ要ナク又タ必ズシモ全然同一形式ノ大学トナスコトヲ必要トセズ其本体ニ於テ一致スル所アレバ可ナリ
- 一 大学ハ綜合若クハ官立ニ限ルトナスガ如キハ實際ノ需要ヲ顧ザル拘泥ノ説ノミ其如何ナルモノヲ單科トスベキカ公私立大学ノ設立ニ如何ナル条件ヲ設クベキカハ別ニ研究スベシ
- 一 学術研究所ノ名称ハ仮ニ定ムルノミ

一 学術研究所ハ大学トハ制度上全然別個ノ設備ナリト雖モ地方ニ依リテハ後者ト併置シ両者ヲシテ互ニ設備及教授ノ一部ヲ通用セシムルコト便宜ナラン〔欄外添付〕

一 学術研究所ニハ大学卒業ノ後更ニ或期間學術ノ蘊奥ヲ攻研究スルノ希望ト能カトヲ有スル者ヲ入学セシムルヲ原則トス之レ學力ノ優秀ナル以上ハ出身大学ノ官公私立ノ如何ヲ問フヲ要セズ但入学資格ヲ定ムルノ方法ハ各大學ノ推薦ニ委ヌベキカ学術研究所ノ選抜試験ニ依ルベキカハ更ニ攻究ヲ要ス或ハ又大学出身者ニアラズト雖モ検定試験ヲ施シテ入学セシムルモ可ナラン

一 学術研究所ニ幾種ノ分科ヲ設クベキカハ別ノ考案ニ譲ルト雖モ其組織ハ必ずシモ綜合タルヲ要セズ單科モ亦認メテ可ナリ

一 学術研究所ノ教授ハ各々専門學術ノ研究ニ從事スルノ傍講義演習実験等ノ方法ニ依テ学生ノ研究ヲ指導スルノ任務ヲ有スルモノトス但比等ノ方法ハ各分科ヲシテ適宜制定施行セシムルヲ可トス

一 学術研究所ニ入学スル者ハ各々特殊ノ学科若クハ問題ニ付テ教授ノ指導ヲ受ケ之ガ研究ニ從事スルモノトス而シテ其研究方法タルヤ極メテ自由ヲ貴ビ敢テ在学年限ヲ定メ卒業試験ヲ課スル等ノ拘束ヲ加フルコトナキヲ可トス従テ或ハ一生比尐ニ留テ研究ニ從事スルコトヲ得ベク或ハ自修一両年ノ後退学スルコトヲ得ベシ但國家ガ學術獎勵ノ為ニ定メタル學位試験ヲ受ケント欲スル者ノ為ニハ在学年限其他ノ条件ヲ設クルヲ可トス
附言 本案ハ全ク前記十數人ノ私案ニシテ大學教授全体ト評議ヲ重ネテ其賛同ヲ得タルモノニ非ズ我同僚中本案ニ賛成ヲ表セラタル者尙少數名アリト雖モ之ヲ以テ大學教授全部ノ意見ヲ代表スルモノト誤解セザランコトヲ切望ス